

栄養成分表示義務化でここが変わる!

新・食品表示基準のポイント **3**

栄養成分表示を
中心に説明いたします!



- 1 加工食品と生鮮食品の区分の統一
- ★2 製造所固有記号のルール改善 ←304号で特集
- 3 アレルギー表示のルール改善 ←303号で特集
- ★4 栄養成分表示の義務化 ←304号で特集
- 5 栄養強調表示のルール改善
- 6 栄養機能食品のルール変更
- 7 原材料名表示のルール変更 ←303号で特集
- 8 販売用途の添加物表示のルール改善
- 9 通知等の表示のルール規定
- 10 表示レイアウトの改善 ←302号で特集

4. 栄養成分表示の義務化

加工食品 (業務用加工食品を除く) と **添加物** に **栄養成分表示が義務になります!**

栄養成分表示は今まで任意表示でしたが、**表示方法**
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、
食塩相当量の5成分が義務化となります。

表示方法



栄養成分表示1袋当たり	
熱量	53 kcal
たんぱく質	6.5 g
脂質	1.6 g
炭水化物	3.0 g
食塩相当量	0.9 g

日本食品標準成分表を用いて
計算した推定値です。

表示する単位の例

- 1個当たり
- 100g 当たり
- 100ml 当たり
- 1袋(27g) 当たり

● この順番で表示

● 8pt 以上の活字で記載
(表示可能面積が 150 cm² 以下は
5.5pt 以上で記載が可能)

Point
1

全ての食品関連事業者に表示義務を適用しますが
事業者の規模や対象食品によって省略が認められています!

省略が認められる場合も!

- ① 表示可能面積が小さい商品 → 30cm² 以下
- ② 酒類
- ③ 栄養の供給源としての役割が小さい商品
- ④ 原材料が極めて短期間(3日以内)で変更される商品
- ⑤ 小規模事業者(従業員20人以下or課税売上高1,000万円以下)が販売する商品
- ⑥ 食品を製造した場所で販売する場合 等

※詳しくは最寄りの保健センターへお問い合わせください。

例外が
あります



Point
2

推奨表示は飽和脂肪酸と食物繊維の2項目。

推奨 飽和脂肪酸



肉類や乳製品に多く含まれている脂肪酸です

食物繊維



野菜、果物、穀物、海藻、キノコ、豆類などの
植物性食品に多く入っている成分です

Point 3

義務表示のナトリウム → 食塩相当量に！

ナトリウムの量は食塩相当量で表示、ただし併記可（ナトリウム塩無添加に限る）

Before

熱量	100 kcal
たんぱく質	2.0 g
脂質	12.0 g
炭水化物	20.0 g
ナトリウム	787 mg

After

熱量	100 kcal
たんぱく質	2.0 g
脂質	12.0 g
炭水化物	20.0 g
食塩相当量	2.0 g

熱量	0 kcal
たんぱく質	0.0 g
脂質	0.0 g
炭水化物	0.0 g
ナトリウム(食塩相当量)	0.45mg(0.0g)

ミネラルウォーターや乾物などナトリウム塩を添加されていない商品は任意でナトリウムを表示できます



※食塩相当量(g) = ナトリウム量(mg) / 1000 × 2.54

表示の設定方法は
 ★自社の分析や分析機関による分析値を利用する
 ★計算値または参照値（同じ商品から類推した値）
 ★上記の併用 などがああります。



Point 4

栄養強調表示のルールが変更！

強調表示 $\left\{ \begin{array}{l} \text{絶対表示} = \text{多く含んでいたり少ないことを強調する表示} \\ \text{（ビタミンC入り、カロリーオフなど）} \\ \text{相対表示} = \text{栄養成分などの量や割合が他の食品と比べて多いとか、少ないとかという表示} \\ \text{（脂肪分〇〇％カット、カロリー〇〇％オフなど）} \end{array} \right.$

新基準の相対表示では → 基準値以上の絶対差 + 25%以上の相対差が必要！

強化された旨 → たんぱく質と食物繊維は相対差 25%以上が必要
 低減された旨 → カロリー、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、Naが該当

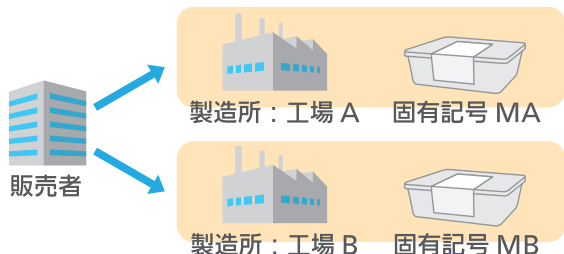
「当社従来品〇〇％カット」の表示には 25%以上が必要です



2. 製造所固有記号のルール改善

製造所固有記号は複数での工場生産のみに！

※業務用加工食品を除く



使用する場合は以下のいずれかの表示が必要です

- ① 問い合わせに対して回答する者の連絡先
- ② 製造所を表示した Web サイトのアドレスなど
- ③ 製品を製造している全ての製造所の所在地など

保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存ください
販売者	〇〇〇〇株式会社 MB 東京都中央区包装町 1-2-3

製造所固有記号です

ひとつの工場で製造している場合は販売者 + 製造所の名前と所在地が必要。



保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存ください
販売者	〇〇〇〇株式会社 東京都中央区包装町 1-2-3
製造所	□□□食品株式会社 A工場 大阪府大阪市中央区包装町 1-2-3